答弁第一一号

内閣衆質一 四五第一一号

平成十一年三月九日

内 閣 総 理大臣 小 渕 恵  $\equiv$ 

衆 議 院 議長 伊藤 宗一 郎 殿

衆議院議員佐藤謙一郎君提出ダム事業に伴う生活再建関連事業に関する質問に対し、 別紙答弁書を送付す

る。

## 一について

求で 画上 その意向を踏まえて代替地として提供する土地 は 下 存しないことから、 中 事 建 「再評価」という。)における検討結果に基づき、 は要求を行わず、 業を行わないこととしたもの及び事業の緊急性、 のより優れた代替案の存在が確認されたこと等の理由によって平成十年度以降又は平成十一年度以 設 止 立ては休り 省所管のダム等事業のうち、 止ダ ム等事 御指摘の「代替地の造成を進める可能性」について現時点では検討してい その代替案も含めた今後の事業の進め方につい 業」 という。)においては、 御指摘の 「総点検」(以下「総点検」という。)及び (T) 取得及び造成に関する計画 事業に係る水需要の見通しが変化したこと、 事業の実施に 地元状況等にか 伴い住居 て検討を行うこととしたもの んがみて平成十一年度の予算概算要 の移転が必要となる各世 が 既に定められ 「再評 7 な 7 る事 価 治水計 ( 以 下 帯 例 以 降 に は

## 二及び三について

事業 中 の推進に関する基本的な合意等を内容とする協定又は損失補償の基準に関する協定が既に締結されて 止 又は休止ダム等事業においては、 事業の施行者と事業用地の所有者等で構成される団体との間で、

1 る事 例 は存り しないことから、 御指摘  $\mathcal{O}$ 「水没予定地  $\mathcal{O}$ 人々と補 償基準を取 り決めて補償を行う可 能 性

及び 「水没予定地  $\mathcal{O}$ 人々 に 対して補償基準どおり  $\stackrel{\widehat{}}{\mathcal{O}}$ 補 償を行う可 能性」 に い て現時 点では 検 討 L 7 な

V )

四について

中 止 又は休止ダム等事業においては、 付替道路(公共事業の施行に伴う公共補償基準要綱 (昭和四十二

年二月二十一 日閣 議決定) 第四条第一項ただし書に規定する現物補償として公共事業の起業者が工 事 を施

行 Ĺ 道路 の管理者に引き渡す代替の道路をいう。) に係る工事に既に着手している事 例 が 存 当 該 事

例に あっ 7 は 個 別 の事 案に係る対応として、 その付替道路に係る工 事 を道路事業として継続 して実施 す

る旨の判断を行ったところである。

五及び六について

中 止 又は休止ダム等事業においては、 水源地域対策特別措置法 (昭和四十八年法律第百十八号) 第二条

第一 項に規定する指定ダム等に係る事業は存しないことから、 御指摘の 「水源 地 域整備計画どお り の 事 業

を進 める可能性」 及び 「水源地域整備計 画と同 様の地域整備計 画を定めて事業を進める可能性」 に うい 7

現時点では検討していない。

七について

中 止又は休止ダム等事業に関する御指摘の「事業計画どおりの事業を進める可能性」については、 水源

地域対策基金 (水没関係住民の生活再建等を目的として民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条

の規定に基づき設立された公益法人をいう。)が、それぞれの寄附行為に基づき自ら判断するものである

と考える。

八について

中 止 又は休止ダム等事業においては、 事業の施行者又は関係地方公共団体が、 事業の実施に伴い住居の

移転 が必要となる各世帯にその意向を踏まえて生活再建に係る措置を提示している事例は存しないことか

5 御指摘の 「生活再建事業を進める可能性」について現時点では検討していない。